

(参 考)

果樹農業振興基本方針

平成22年7月12日
農 林 水 産 省

第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

1 果樹農業をめぐる状況と果樹農業政策の方向に関する基本的な考え方

(1) 基本的認識

我が国の果樹農業は、限られた国土の中で、中山間傾斜地など他の作物の栽培が困難な地域を中心に立地し、地域ごとに特色のある経営を展開している。また、北海道から沖縄まで多様な気候のもと、りんご等の寒冷地における落葉果実から、西日本が主産地のかんきつ類、さらに九州から沖縄、南西諸島におけるパインアップル、マンゴーなどの熱帯果樹など、様々な果樹が栽培されている。

また、果実は、国民に豊かで潤いのある食生活をもたらすとともに、健康の維持に欠くことのできないビタミン、ミネラル等の栄養成分や、食物繊維、ポリフェノール等の機能性成分の重要な供給源であり、国民の健康志向が高まる中で、これらに対する認識が高まっている。

しかし、生産現場に目を移すと、高齢化の進展や後継者不足、耕作放棄地の増加等による生産基盤の脆弱化が進むとともに、長期化する消費不況による販売不振や資材費の高騰等により農業者所得も減少しており、果樹農業者の生産意欲の減退を招いている。

また、加工品、輸入品を含めた果実の総需要量は近年横ばいで推移しているが、その内訳を見ると生食用需要が低下し、加工品需要が増加するなど、食の多様化、簡便化志向の進展が見られる。果汁をはじめとした加工品は安価な海外からの輸入品が多いため、従来から生食用果実が主体の我が国の果実の自給率は漸減傾向にある。

このため、今後の果樹農業政策の推進に当たっては、豊かな食生活、健康の維持増進を図る上で欠くことのできない果実の重要性を踏まえ、果樹農業者や果樹産地のアイディアを生かし、果実加工等の6次産業化の視点も加味し、多様な消費者ニーズに的確に対応した生産・販売活動が行えるよう取り組むことが重要である。

その際、果樹農業が、地域の気象条件や栽培の歴史等を背景に、産地・農業者ごとに特色を持った取組が行われていること、果実の需要は嗜好性が高いことなどを踏まえ、戦略的な生産・販売により競争力のある産地を構築することが重要である。

このような方針のもと、政府は、果樹農業者が安心して生産に取り組むことができるよう、永年性作物である果樹の特性に着目した支援策を講じるとともに、多様な消費者ニーズに即した果実の提供に関し、6次産業化の視点も踏まえ、川上（農

業者等果実の作り手）から川下（消費者及び小売業等消費者への提供者）まで含めた多様な客体に対して幅広い支援策を講じることとし、このことにより、果実の自給率の向上を図る。

（２）産地のビジョンの確立と実践

現在、産地自らが、具体的な目標とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」（以下「産地計画」という。）を策定し、各産地の特長を生かした果樹生産の実施を推進している。この産地計画は、計画の策定開始後、平成２２年３月現在、４５８の産地で策定されており、全国の果樹栽培に占める面積シェアは全体で６７．３％、主要果樹では、うんしゅうみかんで８２．８％、りんごで８９．５％に達している。今後は、策定の推進に加え、策定された産地計画を核に、産地内の話し合い等を通じて関係者の計画内容の共有化を図り、また取組の進度に応じて柔軟に見直し、生きた計画として運用することが求められる。

産地計画には、量販店との契約による低コストかつ安定的な果実の生産、高品質化の追求によるブランド確立と高価格販売の推進、観光果樹園や消費者への直販等、多様な戦略を検討するとともに、産地が抱える高齢化や労働力不足等の問題への対応方針を盛り込むことにより、目指すべき産地の姿を明確に位置付け、これをもとに、その振興を図ることが重要である。

また、産地全体の競争力を強化する観点から、宅配、観光農園等多様な販売チャネルを持つ農業者が存在する場合は、可能な限り、これらの農業者を含めて多くの農業者が参画できるよう努める。その際、今後は、産地の農業者のみならず、果実の流通・加工業者等も含めた幅広い関係者の参加のもと、果樹産地のビジョンづくりを進めることが重要である。

その際、地域の第１次産業としての果樹農業とこれに関連する第２次、第３次産業に係る事業を融合して一体的な産業化を進める、いわゆる６次産業化を進めることにより、果樹産地が存在する地域全体の収益を増加させることも考慮する必要がある。

支援策の検討に当たっては、前述の果樹産地のビジョンに即し、多様な果樹農業者や産地が創意工夫を生かして取り組めるものとなるよう努める。

（３）消費者ニーズに対応した果樹生産の推進

国際化の進展や食料消費が多様化する中、食べやすさ、おいしさ、多様な品目へのニーズが高まっており、これに的確に対応する生産供給体制の確立が必要である。

しかし、永年性作物である果樹の場合、結果樹齢に達するまでの期間が長いことから、迅速な対応は困難であるため、新たな品目・品種の導入に当たっては、農業者や産地の戦略に基づき計画的に行うことが効果的である。

このため、産地は、産地計画で定める販売戦略のもと、消費者ニーズに沿った品目・品種構成への転換等が必要である。具体的には、競争力が低下している、あるいは供給過剰が見込まれる品目・品種を対象に、改植等を積極的に推進することが重要である。

品目・品種転換に当たっては、食べやすさ、おいしさ、機能性成分等に着目した新品種の育成・導入を促進し、品目・品種の多様化を図ることが重要である。また、国産果実の出回りが少ない時期（４月から６月まで）の需要に対応した優良晩かん類等への転換にも留意する必要がある。

また、産地は、加工需要にも対応して、農業者や産地と加工・流通業者との連携のもと、従来からの加工品目であったジュース、缶詰、ジャム、ピューレなどにとどまらず、生果実の販売価格に近い価格帯での取引が期待される国産カットフルーツ等の新たな商品の開発・供給等の新たな視点も踏まえた可能性を検討するとともに、政府は、加工仕向けを前提とした栽培体系及びこれら実需者との長期契約取引を推進するものとする。

なお、消費者ニーズに対応した果実の生産には、新品種の育成・導入の促進や効率的、省力的な栽培技術の導入が極めて重要な役割を果たしている。食べやすさやおいしさ、農業者が栽培しやすい栽培特性、加工仕向けを視野に入れた加工適性等を備えた新品種の育成に加え、高度な技術や知識がなくても良質の果実が生産可能となる、栽培技術の省力化やシステム化が重要である。

しかしながら、永年性作物である果樹の場合、その育種、栽培技術の確立には長期間を要する。このため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所をはじめ、都道府県行政・試験研究機関、民間の試験研究機関、種苗産業関係者等が連携し、新品種の育成・導入、栽培技術の開発・普及に努める。

2 果樹農業者の経営安定に係る取組

食料・農業・農村基本計画に掲げられているように、消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保等を図る観点から、既存の施策を整理の上、新たな支援策を検討する。施策の検討に当たっては、多様な果樹農業者や果樹産地が創意工夫を活かして取り組めるものとする。

（１）意欲ある農業者への支援と後継者の確保

果樹産地においては、産地ごとに多様な経営体がそれぞれの役割を担いつつ、特色のある取組を行っている。このため、産地の戦略に基づき意欲ある農業者が行う取組に対し幅広い支援を行うとともに、産地が直面している高齢化の進展、労働力不足を解消するための支援を強化する。

このため、優良品目・品種への転換や園内道整備、傾斜の緩和等の園地の基盤整備等を推進するとともに、今後も継続的に生産を担う農業者への園地の集積、効果的な種苗の供給、産地における新技術の導入等、産地の活性化のための幅広い取組を推進する。

また、果樹は種苗の定植後数年から１０年程度、一定期間収益が見込めない期間（未収益期間）が存在する。このため、果樹農業者は品目・品種の転換を行う場合は小規模の転換を計画的に実施して経営リスクを低減させているが、消費者ニーズの多様化に応え新たな品目・品種を導入する場合、まとまった規模の転換を行い、短期間で生産量を確保する必要がある。しかし、未収益期間の存在により、大規模な優良品目・品種の転換に踏み切れない場合が指摘されている。さらに、未収益期間の存在そのものが、果樹農業に新規就農が進まない原因の一つとなっているとの指摘がある。このため、従来の優良品目・品種の改植・高接ぎ支援に加え、未収益期間の支援手法の方向性を検討する。

（２）需給調整や自然災害対策の適切な推進

果実は依然としておもて年、うら年が存在し、生産年により需給バランスが大きく変化する場合があること、気象状況の変化が産地ごとの果実の生育速度に影響を及ぼすことにより短期的な出荷集中を誘発し、販売環境に悪影響を及ぼし販売価格の下落につながることから、平成２２年度以降についても、生産量が大きい主要果実であるうんしゅうみかんとりんごについては引き続き生産者団体が中心となった計画生産・計画出荷を主な内容とする需給安定措置を実施する。

その場合、特にうんしゅうみかんについては、おもて年、うら年にかかわらず、構造的に供給量の多い極早生種について、適正な生産量への誘導と晩かん等優良品目への転換を引き続き推進する。

また、計画生産・計画出荷の取組を行ってもなお一時的な出荷集中がある場合は、生食用の販売価格の安定を図るため、加工原料相場や加工業者の経営に悪影響を及ぼさない範囲で、生食用果実を加工用途に仕向ける措置等を講じる。

その他の品目についても、産地関係者は果実の生育状況を把握しつつ、需要に見

合った生産・出荷が行われ、出荷集中が発生しないよう取り組むことが重要である。特に、近年９月から１０月までにかけて多くの果実の出荷が集中し、流通在庫の増加を招き、価格が低落する傾向がみられるため、この期間においては、産地関係者間の情報交換を緊密に行う必要がある。

収穫時期が一年に一回しかない果樹の場合、ひょう害、台風被害等の影響は農業者の経営に大きな打撃を与えることから、果樹共済の加入推進のほか、傷の発生により商品価値が低下した果実の加工仕向け対策等、農業者の所得確保対策を機動的に実施するとともに、多くの原料を受け入れ、加工品在庫が増加した加工業者に対しては、その経営安定を図るための支援を行う。

（３）農業所得の確保を目指した制度の検討

農業者の経営安定を図る観点から、セーフティーネット措置として、気象災害による減収を補てんする果樹共済への加入を促進することとし、特に、災害による果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を補てんする方式（災害収入共済方式）の推進を図ることとする。今後、現在の果樹共済の加入率が低位に推移していることにもかんがみ、関連制度全体の見直しの中で、より農業者の経営安定に資する制度の方向を検討する。

３ 国産果実の需要維持・拡大

（１）需要拡大に向けた基本的な認識

果実等の摂取量は、生活スタイルの変化により、食生活の多様化、簡便化志向等が進展する中、近年横ばい傾向で推移しているものの、「第６次改定日本人の栄養所要量―食事摂取基準―の活用（平成１２年）」で目安とされた１日当たり目標摂取量１５０グラムを満たしていない。

このため、平成１３年度から、生産、流通、消費の関係団体並びに農学、医学、栄養学、食生活指導、料理等の専門家から構成された「果物のある食生活推進全国協議会」を推進母体として、果物を毎日の食生活に欠かせない品目として定着させるため、「毎日くだもの２００グラム運動」を開始した。この運動では、幼少期や若年層等に訴求対象を絞った取組を実施し、果実の健康機能性、摂取目標量、選び方・食べ方等の知識を情報提供することで、果実摂取の啓発を実施した。

さらに平成１８年度からは、食育の取組（食事バランスガイドを活用した日本型食生活の啓発）と一体となって運動を展開しており、１日の果実摂取目標量２００グラムの認知度は徐々に高まっているものの、具体的に果実の摂取行動に大きな影響を与

えるまでには至っていない。

このため、今後は、従来から実施している手法について検証・見直しを行った上で、より効果的な果実摂取の効用等の普及・啓発等需要拡大に向けた取組を進めるほか、消費者の簡便志向の高まりにより加工需要が拡大していることにかんがみ、果実の新たな需要を創造するため、国産果実を活用した新たな商品・商材の開発や安定的な供給経路を構築することにより、果実の消費維持・拡大に努めることとする。

（２）毎日くだもの２００グラム運動の一層の推進

これまでの推進手法の課題を踏まえ、より具体的に、対象を明確にした新たな推進手法を検討する。例示として以下の２項目を掲げる。

①年代別、生活スタイル別に具体的な果実摂取の提案を推進

（例）

- ・果実摂取量の少ない若年層から働き盛りの世代を対象として、忙しい朝食時における簡便な果実摂取を提案。
- ・企業の従業員を対象として、企業の福利厚生や健康保険組合等との連携により、企業内での果実販売を試験的に実施し、間食での果実摂取を提案。
- ・栄養士等の学校関係者、生産者等と給食への国産果実の供給体制の構築について検討を進めるとともに、給食のニーズに合った果実メニューを提案。

②食育と一体的な運動の一層の推進

幼少期からの国産果実摂取の習慣化を図るために、学校関係者と連携して、食育の生きた教材として位置付けられている学校給食を有効活用し、児童・生徒に対する食育体験、保護者に対する健康機能性等への理解促進を行う。

（３）需要に対応した供給経路の構築

また、果実の販売を小売店舗の形態でみると、近年果物専門店の割合が減少し、食品スーパーの割合が高まっている。しかし、食品の販売、供給は単身世帯の増加等に伴い、コンビニエンスストアや外食等多様化が進むとともに、最近インターネットを利用した販売も普及していることから、産地等はこのような販路や販売手法の拡大に対応し、需要拡大を図るための供給経路を構築することが重要である。

（４）需要創造のための新商品・新商材の開発

近年、食の簡便化の進展等からフルーツゼリー等をはじめとする果実加工品の需

要が増加している。このため、国産果実を使用した新商品・新商材の開発や原料の安定的な供給経路を構築を支援することにより、国産果実の加工需要を創造する。

また、これまで、国産果実の生食用の販売形態は、果実そのものを陳列する方法がほとんどであったが、近年はパインアップル、キウイフルーツや果実的野菜であるスイカ、メロン等において「洗う」、「皮をむく」等の手間がいらず、容器から直接食べられるカットフルーツ商品が増加してきている。このような消費者ニーズの多様化に対応した取組は国産果実では本格的に実施されていない。このため、これらの新たな需要に対応するため、簡易加工商品を含む新たな商品群の開発と販売手法の確立への支援・検討を行う。

4 国産果実の輸出振興

輸出は果樹農業者の所得向上を図る有効なツールであると考えられることから、単に輸出業者の取組に依存した輸出形態や、一部の果実でみられるような国内需給の調整弁としてのみとらえるのではなく、農業者や産地の所得向上のための新たなツールとしてとらえる意識改革が必要である。

近年、台湾、香港等への輸出が成果を上げている一方、残留農薬、商標、植物検疫、安定供給等の課題も顕在化している。特に、産地が輸出を意図して生産していないものを流通段階で輸出業者が購入し、輸出されている場合、輸出先国・地域でポジティブリスト制の導入等による残留農薬の問題が発生し、貨物の通関や流通に支障をきたすこともある。

これらの課題に対応するためには、効果的、効率的な推進を図る観点から、重点的に輸出を図る国・地域を設定し、輸出を見据えた産地を育成する。具体的には、専用園地における生産の促進、輸出先国・地域の残留農薬基準に対応した防除方法の開発・実証試験、関係者と連携した輸出先国・地域に対する残留農薬基準設定のための具体的アクション、日本産果実マーク等による日本産ブランドの表示の促進、植物検疫に係る交渉、生産者と輸出者の連携強化等を推進する。

第2 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標

- 1 果実の需要面では、近年、果実及び果実加工品の消費がほぼ横ばいにある中、今後10年間で人口の減少が見込まれることを考慮する。その上で、今後の取組として、
 - (1) 需要の拡大に向けた生産、流通、加工、消費の各段階の取組を推進するとともに、「毎日くだもの200グラム運動」を核とした消費拡大に取り組むこと
 - (2) 我が国の果実の供給は生食用果実が主体であり、自給率も63%（平成20年度）であるが、消費のすう勢では、生食用果実の割合が減少し、加工用果実の割合が増加すると見込まれることから、消費者ニーズに合った生食用果実の供給を進めるとともに、自給率が12%（平成20年）と低い加工用仕向け果実の供給拡大を図ることを前提とし、果実の需要の長期見通しを見込む。
- 2 果実の生産面では、国産果実の生産・流通体制を確立し、需要に即した生産の展開を図るため、
 - (1) 農業者、産地の特性を生かした計画的な果樹農業振興の取組
 - (2) 後継者の確保、優良な果樹園地の維持
 - (3) 消費者のニーズに即した果実及び果実加工品の生産、供給体制の確立等の課題が解決された場合に実現可能な生産数量とそれを達成するための栽培面積の水準を生産目標として、果実の種類ごとに設定する。

■政令指定品目の目標

	生産数量(千トン)		面積(ha)	
	平成20年度	平成32年度 目標	平成20年度	平成32年度 目標
うんしゅうみかん	906	865	51,200	41,000
その他かんきつ	333	333	29,100	29,100
りんご	911	872	41,700	39,600
ぶどう	201	195	19,600	18,600
なし	362	360	16,840	16,000
もも	157	157	11,100	11,100
おうとう	17	24	4,950	6,000
びわ	7	7	1,760	1,700
かき	267	267	24,000	24,000
くり	25	27	23,300	22,100
うめ	121	142	18,500	18,500
すもも	26	26	3,240	3,240
キウイフルーツ	38	45	2,510	2,500
パインアップル	10	10	561	560
計	3,382	3,332	248,361	234,000

<参考>政令指定品目以外の果実分を加えた果実全体の目標

	生産数量(千トン)		面積(ha)	
	平成20年度	平成32年度 目標	平成20年度	平成32年度 目標
政令指定品目以外	29	63	6,339	8,000
果実計	3,411	3,395	254,700	242,000

(注)平成20年度は、速報値である。

第3 栽培に適する自然的条件に関する基準

- 1 高品質な果実生産を確実に図る観点から、果樹栽培に適する地域における平均気温、冬期の最低極温、低温要求時間及び降水量に関する基準並びに気象被害を防ぐための基準を果樹の種類ごとに設定する。

なお、やむを得ず基準を満たさない地域において栽培する場合には、あらかじめ十分な対策を講じ、気象被害の発生を防止し、高品質な果実生産が確保されるよう努めることが重要である。

- 2 また、近年懸念されている地球温暖化の影響とみられる生育への影響については、引き続き研究機関におけるモニタリング調査を継続し、次期果樹農業振興基本方針の見直しに資するとともに、調査の結果明らかとなった障害については、その対処方法を検討する。

栽培に適する自然的条件に関する基準

果樹の種類		平均気温		冬の最低極温	低温要求時間	降水量 4月1日～ 10月31日	気象被害を防ぐための基準
		年	4月1日～ 10月31日				
かんきつ類の果樹	うんしゅうみかん	15℃以上 18℃以下		-5℃以上			腐敗果の発生や品質低下を防ぐため、11月から収穫前において降霜が少ないこと。
	いよかん、はっさく	15.5℃以上					す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前において-3℃以下にならないこと。
	ネーブルオレンジ、甘夏みかん、日向夏、清見、不知火、ぼんかん、きんかん	16℃以上					
	ぶんたん類	16.5℃以上		-3℃以上			
	たんかん	17.5℃以上					す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前において-2℃以下にならないこと。
	ゆず	13℃以上		-7℃以上			傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと。
	かぼす、すだち	14℃以上		-6℃以上			
	レモン	15.5℃以上		-3℃以上			す上がり等の品質低下を防ぐため、11月から収穫前において降霜が少ないこと。 傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと。
りんご		6℃以上 14℃以下	13℃以上 21℃以下	-25℃以上	1,400時間以上	1,300mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
ぶどう		7℃以上	14℃以上	-20℃以上 欧州種については-15℃以上	巨峰については500時間以上	1,600mm以下 欧州種については1,200mm以下	枝枯れや樹の倒壊を防ぐため、凍害及び雪害を受けやすい北向きの傾斜地での植栽は避けること。
なし	日本なし	7℃以上	13℃以上	-20℃以上	幸水については800時間以上	二十世紀については1,200mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
	西洋なし	6℃以上14℃以下	13℃以上	-20℃以上	1,000時間以上	1,200mm以下	
もも		9℃以上	15℃以上	-15℃以上	1,000時間以上	1,300mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果発芽期において降霜が少ないこと。
おうとう		7℃以上 15℃以下	14℃以上 21℃以下	-15℃以上	1,400時間以上	1,300mm以下	枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果発芽期において降霜が少ないこと。
びわ		15℃以上		-3℃以上			傷害果や病害果の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと。
かき	甘がき	13℃以上	19℃以上	-13℃以上	800時間以上		枝折れを防ぐため、新梢伸長期において強風の発生が少ないこと。 新梢の枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降霜が少ないこと。
	渋がき	10℃以上	16℃以上	-15℃以上			枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 枝折れを防ぐため、新梢伸長期において強風の発生が少ないこと。 新梢の枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降霜が少ないこと。
くり		7℃以上	15℃以上	-15℃以上			新梢の枯死を防ぐため、展葉期において降霜が少ないこと。
うめ		7℃以上	15℃以上	-15℃以上			枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 幼果は凍害を受けやすいので、幼果期に降霜が少ないこと。
すもも		7℃以上	15℃以上	-18℃以上	1,000時間以上 (台湾系品種は除く)		枝折れや樹の倒壊を防ぐため、最大積雪深が概ね2m以下であること。 花器・幼果の障害を防ぐため、蕾から幼果期において降霜が少ないこと。
キウイフルーツ		12℃以上	19℃以上	-7℃以上			新梢の枯死を防ぐため、発芽・展葉期において降霜が少ないこと。 枝折れを防ぐため、新梢伸長期において強風の発生が少ないこと。
パイナップル		20℃以上		7℃以上			

- (注) 1. 表中に品種の記載がある場合にあっては当該品種、それ以外にあっては一般に普及している品種及び栽培方法によるものとする。
2. かんきつ類の果樹については、冬の最低極温を下回る日が10年に1回又は2回程度発生してもさしつかえないものとする。
3. 低温要求時間とは、当該地域の気温が7.2℃以下になる期間の延べ時間である。
4. 上記の基準については、最近20年間の気象観測記録により評価する。

第4 近代的な果樹園経営の基本的指標

1 目標とすべき10アール当たりの生産量及び労働時間

生産性の高い果樹園経営を実現することを旨として、単収及び労働時間に関する指標を果樹の種類ごとに設定する。

2 果樹園経営の指標

生産性の高い果樹農業の展開を図るため、経営体の具体的な姿として、代表的な経営類型ごとに経営モデルを示す。

1 目標とすべき10アール当たりの生産量及び労働時間

区分 果樹の種類		10アール当たり 生産量	10アール当たり 労働時間	摘要
かんきつ類の果樹	うんしゅうみかん	キログラム	時間	
		2,700	104	隔年交互結実栽培、刈り込み機剪定
		5,500	539	加温施設栽培
		3,200	148	ヒリュウ台利用、傾斜地用作業機
		3,000	126	ヒリュウ台利用、中型スピードスプレーヤー
		3,200	153	ヒリュウ台利用、多目的スプリンクラー（傾斜地）
		3,200	159	マルドリ方式、傾斜地用作業機
	なつみかん	4,500	165	傾斜地用作業機
		4,500	148	中型スピードスプレーヤー
	はっさく	3,600	157	傾斜地用作業機
		3,600	141	中型スピードスプレーヤー
	いよかん	2,700	148	傾斜地用作業機
		2,700	128	中型スピードスプレーヤー
	不知火	3,000	164	傾斜地用作業機
		3,000	154	中型スピードスプレーヤー
	レモン	3,500	173	傾斜地用作業機
りんご		3,000	211	普通樹形
		3,600	175	わい化栽培
		3,600	149	わい化・葉とらず栽培
		4,000	116	加工用途向け
ぶどう	小粒系	1,800	367	露地栽培
		1,800	451	無加温施設栽培
		1,800	475	加温施設栽培
	大粒系	1,500	305	露地栽培
		1,500	391	無加温施設栽培
		1,500	417	加温施設栽培
なし	青なし	4,500	311	自家和合性品種利用
	赤なし	3,000	213	省力樹形
	西洋なし	3,000	205	樹体ジョイント栽培
		3,200	220	
もも		2,300	179	低樹高仕立て
おうとう		600	294	雨よけ施設栽培
びわ		1,100	294	
かき		2,500	156	
くり		350	51	低樹高仕立て
うめ		2,000	125	
すもも		2,000	201	
キウイフルーツ		2,500	211	溶液受粉
パインアップル		4,000	35	露地栽培
		4,000	105	無加温施設栽培

(注)

1. りんごはふじ、ぶどうのうち小粒系はデラウェア（ジベレリン処理）、大粒系は巨峰、なしのうち青なしはおさゴールド、赤なしは幸水、ももは白鳳、おうとうは佐藤錦、かきは富有によるものとする。
2. 10アール当たり生産量及び労働時間は成園に係るものである。
3. マルドリ方式とは、地表面を全面マルチするとともに、点滴灌水を行い、高糖度かんきつを安定的に栽培する技術。
4. 樹体ジョイント栽培とは、複数樹の主枝を接ぎ木連結し、直線状の集合樹に仕立てることで、整枝・剪定作業等を容易化する技術。
5. 労働時間については、今回から出荷（選別・包装・荷造りの作業や、共選場・共販場への搬出）にかかる時間を算入した。

2 果樹園経営の指標

		かんきつ				りんご		ぶどう		なし	
		関東以西				東北・東山		南東北以西		南東北以西	
技術体系		傾斜地用作業機 わい性台 摘果剤	傾斜地用作業機 わい性台 摘果剤	スピードスプレーヤー わい性台 摘果剤	傾斜地用作業機 わい性台 摘果剤	スピードスプレーヤー わい性台 訪花昆虫	スピードスプレーヤー わい性台 訪花昆虫 葉とらず	スピードスプレーヤー 施設栽培の組合せ 無核化	スピードスプレーヤー 省力型棚栽培 人工授粉機 または溶液受粉器		
経営規模		3.0	2.2	2.4	2.1	2.4	3.2	1.8	2.5		
作付面積		うんしゅう みかん 極早生 早生 普通	うんしゅう みかん 極早生 早生 普通 不知火	うんしゅう みかん 極早生 早生 普通 不知火	うんしゅう みかん 極早生 早生 普通 不知火 レモン	りんご 早生 中生 晩生	りんご 早生 中生 晩生 りんご (加工用)	巨峰 露地 無加温 加温 ピオーネ 露地	なし (赤なし) 早生 中生 晩生		
単収		うんしゅう みかん 3200	うんしゅう みかん 3200	うんしゅう みかん 3000	うんしゅう みかん 3000 レモン 3500	りんご 3600	りんご 3600 (加工用) 4000	ぶどう 1500	なし(赤なし) 3000		
10アール当たり 労働時間		うんしゅう みかん 148	うんしゅう みかん 148	うんしゅう みかん 126	うんしゅう みかん 148	りんご 175	りんご 149 (加工用) 116	ぶどう 露地 無加温 加温	なし(赤なし) 213		
(参考試算値)	粗収入	万円	1440	1312	1395	1215	1401	1262	1485	1881	
	経営費	万円	834	609	660	584	624	539	652	895	
	1経営体当たり 所得	万円	606	703	735	631	777	723	833	986	

		果樹複合				観光果樹園				直売所併設	
		関東以北	南東北以西	南東北以西	南東北以西	南東北以西	関東以西	関東以北	南東北以西		
技術体系		複合(りんご、おうとう) スピードスプレーヤー	複合(ぶどう、もも) スピードスプレーヤー	複合(かんきつ、 キウイフルーツ) スピードスプレーヤー	複合(なし、かき) スピードスプレーヤー	観光園(ぶどう露地) スピードスプレーヤー	観光園 (かんきつ複合) 傾斜地用作業機械	観光園(りんご、 ブルーベリー(※))	直売(ぶどう中心)		
経営規模		2.0	1.5	2.0	1.8	1.6	2.4	2.0	1.9		
作付面積		りんご 中生 晩生 おうとう 雨よけ	ぶどう(露地) 巨峰 ピオーネ もも 日川白鳳 白鳳 川中島白桃	うんしゅう みかん 早生 普通 不知火 キウイフルーツ	なし(赤なし) 早生 中生 晩生 かき	ぶどう 小粒系 大粒系 デラウェア 巨峰 ピオーネ ロザリオビアンコ 甲斐路	うんしゅう みかん 早生 普通 その他かんきつ (はるみ、はるか、 なつみ等)	りんご 中生 晩生 ブルーベリー(※) その他かんきつ	ぶどう 小粒系 大粒系 デラウェア他 大粒系 巨峰 安芸タイーン ロザリオビアンコ 他 かき		
単収		りんご おうとう 3600 600	ぶどう(露地) もも 1500 2300	うんしゅう みかん 早生 普通 不知火 キウイフルーツ	なし(赤なし) かき 3000 2500	ぶどう 小粒系 大粒系 1800 1500	うんしゅう みかん 早生 普通 その他かんきつ 3000	りんご ブルーベリー(※) 680	ぶどう 小粒系 大粒系 1800 1500		
10アール 当たり 労働時間		りんご おうとう 175 294	ぶどう(露地) もも 305 179	うんしゅう みかん 早生 普通 不知火 キウイフルーツ	なし(赤なし) かき 126 154 211	ぶどう 小粒系 大粒系 213 156	うんしゅう みかん 早生 普通 その他かんきつ 148 164 164	りんご ブルーベリー(※) 211 245	ぶどう 小粒系 大粒系 (施設) かき		
(参考試算値)	粗収入	万円	1353	1137	1108	1281	2866	2774	2354	3000	
	経営費	万円	600	510	524	605	1210	1453	1177	1740	
	1経営体当たり 所得	万円	753	627	584	676	1656	1321	1177	1260	

(注) 1. 技術水準については、現時点で一定程度の普及が見込め、10年後には一般化する見通しのあるものと、また、農業の自然循環機能の維持・増進に資するものを極力見込んでいる。

2. 粗収入は、品目ごとの作付面積に、成圃化率、単収、単価を乗じて算出した。

3. 成圃化率、単収、単価は品目別経営統計(平成16～19年)より試算した。

4. 不知火、レモンについては近年の卸売市場価格を参考にした。加工りんご、ブルーベリーについては特産果樹生産動態等調査、聞き取り調査等によって推計を行った。

5. 経営費については、品目別経営統計の値を参考にし、雇用労働費等の細目に対して単収増加による経営費の補正を行った。

また、観光園、直売所併設園については、設備投資への増分を加味して経営費の試算を行った。

6. ブルーベリーは果樹農業振興特別措置法第2条第2項の政令指定品目ではなく、また、栽培面積、生産量等から政令で指定すべき品目でも現時点ではないものの、近年全国的に生産され、栽培面積及び生産量が急速に増加していることから、参考として記載した。

第5 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

1 果実の流通の合理化

(1) 販売・流通形態の変化に応じた販売・加工原料の安定供給の推進

流通ルートや販売形態の多様化等の変化に対応し、需要に応じた供給経路の構築を図るとともに、消費者に信頼性の高い商品を供給するため、品質管理体制の一層の強化を図る必要がある。

産地自らが果実専門店、食品スーパー等の多様な販売形態に即して果実の品質や出荷形態を見直す等の取組を戦略的に進める。特に、食品供給の多様化が進む状況のなか、果実の販売は食品スーパーの割合が高まっていることにかんがみ、コンビニエンスストア等の食品販売店、消費者への直接販売等幅広い販売形態に対応した取組を強化することが重要である。

加工仕向け果実については、多様なニーズに対応した国産原料果実の安定的な供給連鎖（サプライチェーン）の構築に向け、生産者・中間事業者・食品製造業者等による一体的な取組を推進する。また、生産者と需要者との安定的な契約取引を推進するための環境整備を推進する。

(2) 流通コストの低減

環境負荷の低減を図る観点から流通形態を見直すとともに、リサイクル可能な通いコンテナ等を使用した流通システムの確立、モーダルシフトや地域の集出荷場の統合・再編を含む低コスト輸送体制の整備に向けた取組を推進することが重要である。

なお、流通コストの低減の推進に当たっては、各段階でのコストを明確化するとともに、産地においてもコスト意識をもって流通コストの低減に取り組むことが必要である。

さらに、生産から小売りまでの一貫した取引の電子化を進めつつ、電子タグ等の活用により、取引情報と物流の合理化を推進することが重要である。

その他、流通の現状における果実の評価基準が、外観のみならず糖度・酸度等多様化しており、品目によっては中・小玉果の評価が高い場合もあることから、現行の果実の全国標準規格については、廃止も含め、規格の見直しを検討する。

2 果実の加工の合理化

（１）高品質果実加工品による新たな需要開拓

国産果実加工品については、輸入品と比較して供給量、価格面で大きな差があることから、多様化する消費者ニーズに対応しつつ、国産ならではの商品開発など新たな需要開拓を促進する。例えば、果汁といった既存の製品であっても、競合品目との差別化・ブランド化を図るため、ストレート果汁等高品質果実加工品の生産を推進するとともに、果皮等に含まれる有効成分の抽出等研究開発の推進やその成果を活用し、消費者の健康志向・果実の機能性に着目した製品の開発・生産等を推進する。

また、国産原料を安定供給するためには、引き続き生産者と加工業者との長期契約を推進する。さらには、原料果実の低コスト生産手法の検討、加工を前提とした栽培体系の導入を行うとともに、産地としての安定供給体制の構築、加工専用園地の設置・拡大に向けた推進手法を検討し、推進する。

（２）かんきつ果汁工場の再編・合理化

かんきつ果汁工場の経営は、外国産果汁との価格競争下にあって、さらに、うんしゅうみかんの生産量が、全体的には減産傾向の中で、おもて年・うら年といった隔年結果により、生食用果実の需給調整の観点からおもて年には大量に原料用果実を受け入れる一方、うら年には生食用果実の価格上昇により原料用果実の確保が難しくなるなど、安定的な原料確保が困難な上、概して稼働率は低く、搾汁部門の多くが赤字となっていることから、一部工場の廃止や統合も視野に入れた再編合理化を推進する。

一方、これらの工場は、生産者やユーザーとの強い繋がり等を持っており、不良採算部門の整理を前提に、こういった強みを生かしつつ、多様な原料の確保や新商品の開発等を通じて、経営の厳しい工場の再生を促進する。

第６ その他必要な事項

１ 食の安全と消費者の信頼の確保

（１）生産段階における取組

たい肥の施用等の果樹生産の基盤となる土づくりを基本とし、化学合成農薬の使用を減少させるフェロモン剤や草生栽培などを取り入れた持続性の高い農業生産方式の導入を推進する。また、これに取り組む農業者の育成、新技術の開発を推進す

る。

さらに、食品安全に加え、環境保全、労働安全のための農業生産工程管理（GAP）の導入を着実に進める。

（２）食品に対する消費者の信頼の確保

果実及び果実加工品のトレーサビリティ制度の検討等に加え、消費者にとってわかりやすい食品表示のあり方を検討する。また、果汁等加工品の原料原産地表示の義務付けを着実に推進する。

２ バイオマスの活用

果実の搾汁時等に発生する加工残さや、剪定枝等のバイオマスについては、これを飼料、たい肥等への活用を推進し、環境負荷の低減を図る等循環型社会の形成を目指す。